

神戸市と独立行政法人都市再生機構との包括連携に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）とは、相互に連携することで、両者が目指す都市・まちづくりの取組みをより一層加速させるため、次のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 都心・三宮再整備の推進に関すること。
- (2) 郊外団地の活用によるまちづくりに関すること。
- (3) 都市・まちの再生に向けたストック活用に関すること。
- (4) 多文化共生・多世代交流の推進に関すること。
- (5) その他、本協定の趣旨を実現するために必要なこと。

2 甲及び乙は、前項に掲げる事項に関する取組みを効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、具体的な事業の実施にあたっては、都度必要な協議及び契約の締結を行うものとする。

（機密の保持）

第2条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（連携方針の協議）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づいた当該年度の連携事業の実績を総括したうえで、次年度の連携の方針を協議するものとする。

（協定の解除）

第5条 甲及び乙は、「神戸市と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要綱」を順守するものとし、これに違反した場合には、本協定を解除することができるものとする。

（疑義）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ定める。また、甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ書面をもって変更するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年6月29日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

大阪市城東区森之宮1丁目6番85号

乙 独立行政法人都市再生機構西日本支社

理事・支社長 田中 伸和